

6 新旧対照表

現行						改正案					
別表第6（第2条関係） 建築関係						別表第6（第2条関係） 建築関係					
手数料を徴収する事務			手数料の額			手数料を徴収する事務			手数料の額		
			単位	金額	単位				金額		
1～40（略）						1～40（略）					
41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の <u>      </u> <u>      </u> 認定の申請又は当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合		建築物1棟につき		52,000円	41 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の <u>ち住宅の新築に係る</u> 認定の申請又は当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合		建築物1棟につき	52,000円 <u>（適合証の提出がある場合は7,000円、評価書の提出がある場合は18,000円）</u>	
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	124,000円		(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	124,000円 <u>（適合証の提出がある場合は14,000円、評価書の提出がある場合は68,000円）</u>
			イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	198,000円				イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	198,000円 <u>（適合証の提出がある場合は25,000円、評価書の提出がある場合は109,000円）</u>
ウ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	392,000円	ウ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	392,000円 <u>（適合証の提出がある場合は36,000円、評価書の提出がある場合は206,000円）</u>						

1項の規定に基づく当該申請は除く。)に対する審査

エ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	703,000円
オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,209,000円
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	2,237,000円
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,197,000円
ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	3,917,000円

1項の規定に基づく当該申請は除く。)に対する審査

エ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	703,000円 ( <u>適合証の提出がある場合は69,000円, 評価書の提出がある場合は354,000円</u> )
オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,209,000円 ( <u>適合証の提出がある場合は119,000円, 評価書の提出がある場合は545,000円</u> )
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	2,237,000円 ( <u>適合証の提出がある場合は196,000円, 評価書の提出がある場合は992,000円</u> )
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,197,000円 ( <u>適合証の提出がある場合は241,000円, 評価書の提出がある場合は1,353,000円</u> )
ク 30,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	3,917,000円 ( <u>適合証の提出がある</u> )

									場合は257,000円, 評価書の提出がある場合は1,636,000円)
42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画のうち住宅の新築以外に係る認定の申請又は当該計画の変更の申請(同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項の規定に基づく当該申請は除く。)に対する審	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合			建築物1棟につき	80,000円 (適合証の提出がある場合は10,000円)				
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	189,000円 (適合証の提出がある場合は21,000円)				
			イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	303,000円 (適合証の提出がある場合は38,000円)				
			ウ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	600,000円 (適合証の提出がある場合は54,000円)				
			エ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,075,000円 (適合証の提出がある場合は102,000円)				
			オ 5,000平方メートルを超えるもの	建築物1棟につき	1,849,000円 (適合証の				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1153 153 1303 906">査</td> <td data-bbox="1312 153 1608 906"></td> <td data-bbox="1617 153 1756 906">え10,000 平方メー トル以下 のもの</td> <td data-bbox="1765 153 1912 906"></td> <td data-bbox="1921 153 2069 906">提出がある 場合は176, 000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>カ 10,000 平方メー トルを超 え20,000 平方メー トル以下 のもの</td> <td>建築物1棟 につき</td> <td>3,422,000 円 (適合証の 提出がある 場合は291, 000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>キ 20,000 平方メー トルを超 え30,000 平方メー トル以下 のもの</td> <td>建築物1棟 につき</td> <td>4,889,000 円 (適合証の 提出がある 場合は358, 000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ク 30,000 平方メー トルを超 えるもの</td> <td>建築物1棟 につき</td> <td>5,989,000 円 (適合証の 提出がある 場合は382, 000円)</td> </tr> </table>	査		え10,000 平方メー トル以下 のもの		提出がある 場合は176, 000円)			カ 10,000 平方メー トルを超 え20,000 平方メー トル以下 のもの	建築物1棟 につき	3,422,000 円 (適合証の 提出がある 場合は291, 000円)			キ 20,000 平方メー トルを超 え30,000 平方メー トル以下 のもの	建築物1棟 につき	4,889,000 円 (適合証の 提出がある 場合は358, 000円)			ク 30,000 平方メー トルを超 えるもの	建築物1棟 につき	5,989,000 円 (適合証の 提出がある 場合は382, 000円)
査		え10,000 平方メー トル以下 のもの		提出がある 場合は176, 000円)																	
		カ 10,000 平方メー トルを超 え20,000 平方メー トル以下 のもの	建築物1棟 につき	3,422,000 円 (適合証の 提出がある 場合は291, 000円)																	
		キ 20,000 平方メー トルを超 え30,000 平方メー トル以下 のもの	建築物1棟 につき	4,889,000 円 (適合証の 提出がある 場合は358, 000円)																	
		ク 30,000 平方メー トルを超 えるもの	建築物1棟 につき	5,989,000 円 (適合証の 提出がある 場合は382, 000円)																	
42～44 (略)	43～45 (略)																				
備考 1, 2 (略)	備考 1, 2 (略) 3 「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、長期優良住宅建築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の長期優良住宅建築等計画）について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号（同号ロを除く。）及び第5号に規定する基準に適合していることに関する技術的審査を行った上で、当該適合していることを証するものとして交付するものをいう。 4 「評価書」とは、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。																				
別表第6の2（第2条関係） 低炭素建築物関係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(表略)</div> 備考 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しよ	別表第6の2（第2条関係） 低炭素建築物関係 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(表略)</div> 備考 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しよ																				

うとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画（以下同じ。）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物調査機関とする。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

うとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画（以下同じ。）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物調査機関とする。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置若しくは改修（以下この項において「新築等」という。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円 （誘導基準適合図書の提出がある場合は5,000円）
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円 （誘導基準適合図書の提出がある場合は5,000円）
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る認定を受けようとする住戸の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、第4号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円 （誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円）
		イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	136,000円 （誘導基準適合図書の提出がある場合は23,000円）
		ウ 住戸の床	233,000円

		面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(誘導基準適合図書の提出がある場合は53,000円)
		エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	334,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は95,000円)
	(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物に係る認定を受けようとする非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計のアからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。	ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合している場合（誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において「非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合してい

	る場合」とい う。)にあって は103,000円)
イ 非住宅部 分の床面積 の合計が30 0平方メー トル以上2, 000平方メ ートル未満 のもの	437,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 31,000円, 非 住宅建築物の モデル建築物 誘導基準に適 合している場 合にあっては 173,000円)
ウ 非住宅部 分の床面積 の合計が2, 000平方メ ートル以上 5,000平方 メートル未 満のもの	624,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 95,000円, 非 住宅建築物の モデル建築物 誘導基準に適 合している場 合にあっては 280,000円)
エ 非住宅部 分の床面積 の合計が5, 000平方メ ートル以上 10,000平方 メートル未 満のもの	769,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 151,000円, 非 住宅建築物の モデル建築物 誘導基準に適 合している場 合にあっては 366,000円)
オ 非住宅部 分の床面積 の合計が1 0,000平方 メートル以	909,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 191,000円, 非

				<u>上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合</u> <u>にあっては440,000円)</u>
				<u>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,037,000円</u> <u>(誘導基準適合図書の提出がある場合は238,000円, 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては517,000円)</u>
			<u>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては,当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ,当該区分に定める額を,当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を,それぞれ合算した額</u>	<u>ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>81,000円</u> <u>(誘導基準適合図書の提出がある場合は11,000円)</u>
				<u>イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>136,000円</u> <u>(誘導基準適合図書の提出がある場合は23,000円)</u>
				<u>ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>233,000円</u> <u>(誘導基準適合図書の提出がある場合は53,000円)</u>
				<u>エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル</u>	<u>334,000円</u> <u>(誘導基準適合図書の提出がある場合は</u>

以上のもの	95,000円)
オ 非住宅部 分の床面積 の合計が30 0平方メー トル未満の もの	270,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 11,000円, 基 準省令第8条 第1号イ(2) 及び同号ロ (2)の基準に 適合している 場合又は第1 条第1項第1 号ロ及び第8 条第1号イ (2)の基準に 適合している 場合(誘導基 準適合図書を 提出する場合 を除く。以下 この表におい て「モデル建 築物誘導基準 に適合してい る場合」とい う。)にあって は103,000円)
カ 非住宅部 分の床面積 の合計が30 0平方メー トル以上2, 000平方メ ートル未満 のもの	437,000円 (誘導基準適 合図書の提出 がある場合は 31,000円, モ デル建築物誘 導基準に適合 している場合 にあっては17 3,000円)

<u>キ 非住宅部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が2,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>624,000円</u> <u>(誘導基準適</u> <u>合図書の提出</u> <u>がある場合は</u> <u>95,000円,モ</u> <u>デル建築物誘</u> <u>導基準に適合</u> <u>している場合</u> <u>にあつては28</u> <u>0,000円)</u>
<u>ク 非住宅部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が5,</u> <u>000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>769,000円</u> <u>(誘導基準適</u> <u>合図書の提出</u> <u>がある場合は</u> <u>151,000円,モ</u> <u>デル建築物誘</u> <u>導基準に適合</u> <u>している場合</u> <u>にあつては36</u> <u>6,000円)</u>
<u>ケ 非住宅部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が1</u> <u>0,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u>	<u>909,000円</u> <u>(誘導基準適</u> <u>合図書の提出</u> <u>がある場合は</u> <u>191,000円,モ</u> <u>デル建築物誘</u> <u>導基準に適合</u> <u>している場合</u> <u>にあつては44</u> <u>0,000円)</u>
<u>コ 非住宅部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が2</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u>	<u>1,037,000円</u> <u>(誘導基準適</u> <u>合図書の提出</u> <u>がある場合は</u> <u>238,000円,モ</u> <u>デル建築物誘</u> <u>導基準に適合</u> <u>している場合</u> <u>にあつては51</u> <u>7,000円)</u>

<p>2 法第31条 第1項の規定による建築物エネルギー消費性 能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 建築物エネルギー消費性 能向上計画を変更しようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p>	<p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>20,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は3,000円)</p>
		<p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>23,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は3,000円)</p>
	<p>(2) 建築物エネルギー消費性 能向上計画を変更しようとする建築物が前号に掲げる場合以外の住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、第4号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。</p>	<p>ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>41,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は6,000円)</p>
		<p>イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>68,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は12,000円)</p>
		<p>ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>117,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は27,000円)</p>
		<p>エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>167,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円)</p>
	<p>(3) 建築物エネルギー消費性 能向上計画を変更しようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物に係る変更の</p>	<p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の</p>	<p>135,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は6,000円、非住</p>

認定を受けようとする非住宅部分の床面積の合計のAからカまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、次号に掲げる建築物に関する認定を併せて受けようとする場合は、手数料を免除する。

もの	宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては52,000円)
イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は16,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては87,000円)
ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	312,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては140,000円)
エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	385,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は76,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては183,000円)
オ 非住宅部分の床面積	455,000円 (誘導基準適

		<p>の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>合図書の提出がある場合は96,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては220,000円)</p>
		<p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>519,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は119,000円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては259,000円)</p>
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が第1号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額	ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	41,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は6,000円)	
	イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は12,000円)	
	ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は27,000円)	

エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	167,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	135,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は6,000円, モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては52,000円)
カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	219,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は16,000円, モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては87,000円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	312,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は48,000円, モデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては140,000円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方	385,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は76,000円, モデル建築物誘

			メートル未満のもの	導基準に適合している場合 にあつては18 3,000円)
			ケ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	455,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は96,000円, モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては220,000円)
			コ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	519,000円 (誘導基準適合図書の提出がある場合は119,000円, モデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては259,000円)
3	法第30条第2項(法第31条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規	建築物の床面積の合計(大規模の修繕, 大規模の様様替若しくは用途の変更(以下この項において「修繕等」という。)をする場合又は確認を受けた計画を変更して建築等をする場合は, 当該修繕等又は計画変	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき 7,000円
			(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき 13,000円
			(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき 19,000円
			(4) 200平方メートルを超え500平	1件につき 26,000円

<u>定に適合するかどうかの審査（次項において「基準適合審査」という。）を受け</u> <u>る旨の申出（次項において「当該申出」という。）がなされた場合の審査</u>	<u>更に係る部分の床面積の合計（床面積の増加する部分を除く。）の2分の1に床面積の増加する部分を加えた面積とする。）</u>	<u>方メートル以下のもの</u>		
		<u>(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>46,000円</u>
		<u>(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>65,000円</u>
		<u>(7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>190,000円</u>
		<u>(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>310,000円</u>
		<u>(9) 50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>600,000円</u>
<u>4 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造</u>	<u>当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存</u>	<u>(1) 1,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>（当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分に</u>	<u>184,000円</u> <u>（建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項におい</u>

	<u>計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査</u>	<u>建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)</u>		<u>っては、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。)</u>	<u>て「大臣認定プログラム」(いう。)によるものについては、165,000円)</u>
			<u>(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>208,000円 (大臣認定プログラムによるものについては186,000円)</u>
			<u>(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>324,000円 (大臣認定プログラムによるものについては286,000円)</u>
			<u>(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>405,000円 (大臣認定プログラムによるものについては355,000円)</u>
			<u>(5) 50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>569,000円 (大臣認定プログラムによるものについては494,000円)</u>
<u>5 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に</u>	<u>(1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額</u>		<u>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>		<u>40,000円 (消費性能基準適合図書提出がある場合は5,000円、基準省令第1条第1項第2</u>

	<p>対する審査</p>			<p>号イ(2) 及び同号ロ(2) の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)にあつては20,000円)</p>
			<p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>45,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は5,000円、仕様基準に適合している場合にあつては22,000円)</p>
		<p>(2) 申請に係る建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のオからエまでに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからコまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p>	<p>ア 住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>81,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は11,000円、仕様基準に適合している場合にあつては39,000円)</p>
			<p>イ 住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>136,000円 (消費性能基準適合図書の提出がある場合は23,000円、仕様基準に適合している場合にあつ</p>

	ては67,000円)
ウ 住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	233,000円 (消費性能基準適合図書が提出がある場合は53,000円、仕様基準に適合している場合にあつては122,000円)
エ 住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	334,000円 (消費性能基準適合図書が提出がある場合は95,000円、仕様基準に適合している場合にあつては185,000円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	270,000円 (消費性能基準適合図書が提出がある場合は11,000円、基準省令第1条第1項第1号ロの基準(以下「モデル建築物消費性能基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この表において同じ。)にあ

	<u>つては103,000円)</u>
<u>カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>437,000円</u> <u>(消費性能基準適合図書</u> <u>の提出がある場合は31,000円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合に</u> <u>あつては173,000円)</u>
<u>キ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>624,000円</u> <u>(消費性能基準適合図書</u> <u>の提出がある場合は95,000円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合に</u> <u>あつては280,000円)</u>
<u>ク 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>769,000円</u> <u>(消費性能基準適合図書</u> <u>の提出がある場合は151,000円, モデル建築物消費性能基準に適合している場合に</u> <u>あつては366,000円)</u>
<u>ケ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平</u>	<u>909,000円</u> <u>(消費性能基準適合図書</u> <u>の提出がある場合は191,000円, モデル建</u>

		方メートル 未満のもの	建築物消費性能 基準に適合し ている場合に あつては440, 000円)
		コ 非住宅部 分の床面積 の合計が2 5,000平方 メートル以 上のもの	1,037,000円 (消費性能基 準適合図書 の提出がある場 合は238,000 円, モデル建 築物消費性能 基準に適合し ている場合に あつては517, 000円)

備考

1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあつては登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあつては登録建築物調査機関とする。以下同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

(2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあつては等級4を含む。）に適合していることを示すものに限る。）を交付された場合にあつては、当該評価書の写し

2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。

(1) 法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを技術審査機関が示す書類

(2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を交付された場合にあつては、当該認定通知書の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条に基づく低炭素認定通知書が交付された場合にあつては、当該認定通知書の写し

(4) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は

等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあっては等級3を含む。）に適合していることを示すものに限る。）が交付された場合にあっては、当該評価書の写し